

令和 3 年度

二本木連合町内会定期総会資料

二 本 木 連 合 町 内 会

* **安 城 市 民 憲 章** *

* *

* わたくしたちは *

* ・たがいに助け合い、住みよいまちをつくりましょう。 *

* ・きまりを守り、良い習慣を育てましょう。 *

* ・自然を愛し、きれいな水とみどりのまちをつくりましょう。 *

* ・教養を高め、若い力を育てましょう。 *

* ・健康で、明るく楽しい家庭をつくりましょう。 *

令和3年度二本木連合町内会定期総会 次第

	ページ No
1. 定期総会議案	
第1号議案 令和3年度事業報告について	1
第2号議案 令和3年度 一般会計収支決算報告について	2~4
二本木連合ふるさと祭り協力金会計決算報告について	5~6
第3号議案 二本木連合町内会規約の改正について	7~11
第4号議案 弔慰金及び見舞金規約の改正について	12~13
第5号議案 令和4年度町内会役員(案)について	14
第6号議案 令和4年度事業計画(案)承認について	15
第7号議案 令和4年度 一般会計収支予算(案)について	16~18
二本木連合ふるさと祭り協力金会計収支予算(案)について	19
第8号議案 二本木地区コミュニティセンター別館の建て替え 計画(案)について	20
第9号議案 令和4年度町内会費について	21
2. 二本木八幡社令和3年度決算報告及び 令和4年度予算(案)について	
令和3年度行事及び収支決算報告について	22~24
令和4年度行事計画及び収支予算(案)について	25~26

第1号議案

令和3年度事業報告について

事業内容	計画	実績	備考
防犯パトロール出発式	4/17	雨天のため中止	
ふれあいグラウンドゴルフ大会	5/16	延期、11/28に養下公園にて実施	71名
さつき展示会	5/29,30	二日を一日に規模縮小し、5/29に実施	—
町内一斉大掃除	5/23	延期、6/27にて実施	—
ふれあいサロン（美園公民館）	6/5	コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	—
前期防災訓練（学習） （コミュニティセンター）	6/13	延期、7/18各公民館にて分散開催	—
ふれあい昼食会	7/3	延期、敬老会と合わせて実施変更したが、中止になり、記念品配布のみとした。	—
笹竹飾り（安城七夕協賛）（子ども会、三河安城商店街振興組合）	7/24,25	コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	—
精霊祭	7/30	令和2年に亡くなられた方51名の追弔10家族参加して開催	—
盆踊り大会	7/29,30	コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	—
（仮称）二本木連合お化け屋敷	8/1	コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	—
殉国慰霊祭（殉国の碑前）	9/5	町内会長、遺族化会長のみで実施	—
後期防災訓練（実技）	9/26	後期防災訓練の代替えとして、12/26に地震体験会（なまず号）等を役員限定で開催	49名
町内一斉大掃除	10/3	6町一斉に実施	—
ふるさと祭り（二本木八幡社）	10/9	コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	—
（仮称）ふれあいスポーツ広場 （旧町内運動会）	10/17	コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	—
二本木子どもフェスタ大会 二本木公民館（協賛）	10/23,24	延期し、11/8二本木公民館で実施	522名
三河安城フェスタ 三河安城商店街振興組合主催（協賛）	10/30	二本木小学校グラウンドで実施	77名
秋季文化祭 （菊花、写真、習字、絵手紙等）	11/6,7	出品数224点にて開催	251名
秋のふれあいサロン （神楽山ほたるウォーキング）	11/20	神楽山公園を拠点として実施	127名
新成人祝記念品配布	令和4年 1/10	事前申込みのあった新成人に記念品配布	96名
二本木公民館まつり（協賛）	2/5,6	コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	—
二本木連合町内会定期総会	3/27	書面表決にて対応	—
二本木連合福祉委員会総会	4/2		

【総括】

- 1) コロナ渦の中で各種行事の対応と見直しを行ったが、開催を断念することが頻発した。
- 2) 自主防災活動の組織、体制の見直しを開始し、次年度以降も継続して取り組む。

令和3年度 一般会計収支決算報告について

1. 経常収支の部

(収入)

(単位：円)

科 目	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	比較増減 (B) - (A)	備 考
1 前年度繰越金	8,665,656	8,665,656	0	
2 町内会費	16,700,000	17,093,544	393,544	※1
3 企業協力金	800,000	0	△ 800,000	コロナ感染状況を勘案して本年度中止
4 市補助金	11,150,000	10,691,960	△ 458,040	
1 町内会活動補助金	9,150,000	9,192,960	42,960	公民館活動事業1,298千円、敬老会事業640千円、緑化推進事業650千円含む。
2 設備補助金	2,000,000	1,499,000	△ 501,000	※2
5 市報償金	1,350,000	1,507,330	157,330	
1 資源回収報償金	660,000	731,730	71,730	資源回収報償金、粗大ごみ手数料
2 清掃業務活動費	630,000	651,600	21,600	地域クリーン推進活動助成金 ペットボトル回収報償金
3 地域保健衛生費	60,000	124,000	64,000	一斉大掃除・消毒活動助成金 令和2年度60千円・令和3年度64千円
6 施設使用料	1,200,000	739,100	△ 460,900	公民館使用料
7 借地料	159,000	158,840	△ 160	防火水槽2カ所維持管理委託料
8 雑収入	200,000	172,981	△ 27,019	赤十字・共同募金・安城神社奉 賛会費事務手数料他
合 計	40,224,656	39,029,411	△ 1,195,245	

(△は予算額に対する減を示す。)

※1 二本木町2,587千円、美園町3,355千円、緑町3,378千円、二本木新町2,849千円、三河安城本町2,872千円、三河安城町2,053千円

※2 美園公民館LED工事他397千円、新町公民館LED工事439千円・改修工事663千円

(支出)

(単位：円)

科 目	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	比較増減 (B) - (A)	備 考
1 事務管理費	14,310,000	14,305,134	△ 4,866	
1 町内会長報酬	6,260,000	6,260,000	0	6名
2 監査役報酬	20,000	30,000	10,000	2名 3月・12月に会計監査実施
3 組長報酬	640,000	640,000	0	32名
4 班長報酬	1,300,000	1,207,950	△ 92,050	町内会費・各種募金の募金、団費等の活動報酬金
5 事務職員給与	2,060,000	2,060,000	0	2名
6 消耗品費	800,000	2,378,483	1,578,483	※1
7 接待交際費	100,000	63,738	△ 36,262	関連行事祝儀等(協賛金等は他の科目に振替)
8 慶弔費	400,000	320,000	△ 80,000	香典等
9 通信運搬費	380,000	419,163	39,163	電話料金、キャッチ、NHK受信料
10 慰労費	150,000	20,000	△ 130,000	退任役員慰労金
11 組運営費	2,200,000	905,800	△ 1,294,200	支給基準の改正、組行事運営
2 施設管理費	10,590,000	10,012,126	△ 577,874	
1 管理費	520,000	520,000	0	公民館管理費用
2 水道光熱費	2,000,000	1,913,736	△ 86,264	電気・ガス・水道料金
3 備品費	1,500,000	1,145,788	△ 354,212	※2
4 修繕・改修費	4,500,000	4,424,036	△ 75,964	※3
5 保険料	1,000,000	956,228	△ 43,772	建物共済保険・自動車保険
6 賃借料	950,000	944,374	△ 5,626	公民館・防火用水槽借地料
7 衛生費	120,000	107,964	△ 12,036	公民館モップ・清掃料
3 会議費	506,000	213,277	△ 292,723	
1 議長報酬	24,000	24,000	0	1名
2 副議長報酬	12,000	12,000	0	1名
3 総会費	100,000	78,738	△ 21,262	総会資料用紙代・参加品(総会中止の為R4年度に流用)
4 会議費	300,000	28,539	△ 271,461	研修会中止、会議中止(一部)
5 評議員報酬	70,000	70,000	0	7名
4 行事費	3,860,000	674,236	△ 3,185,764	
1 敬老会費	1,200,000	154,178	△ 1,045,822	敬老会中止、参加予定者記念品
2 成人式費	200,000	216,000	16,000	新成人祝品
3 追弔会費	60,000	50,204	△ 9,796	殉国慰霊碑祈年祭他助成
4 体育関係費	1,100,000	92,560	△ 1,007,440	グラウンドゴルフ大会92千円、運動会中止
5 文化関係費	1,300,000	161,294	△ 1,138,706	文化祭132千円、精霊祭29千円、盆踊り中止
5 助成金	2,450,000	2,323,800	△ 126,200	
1 子ども会	200,000	200,000	0	こどもボックス124千円、新町みかわ76千円
2 老人会	600,000	600,000	0	日昇連合会助成金
3 学校関係	400,000	410,600	10,600	3小学校200千円、2中学校210千円
4 福祉委員会	0	0	0	福祉委員会助成金
5 消防団	700,000	700,000	0	団員訓練費500千円、施設管理費200千円
6 婦人防火クラブ	100,000	100,000	0	婦人防火クラブ助成金
7 諸団体	450,000	313,200	△ 136,800	登録クラブ助成、配水事業助成

6 諸 会 費	80,000	14,000	△ 66,000	体育協会12千円他
7 報 償 費	1,390,000	1,316,207	△ 73,793	
1 資 源 回 収 費	700,000	727,370	27,370	学校・PTA・子ども会資源回収報償
2 清 掃 業 務 活 動 費	630,000	539,057	△ 90,943	クリーン推進員手当、環境美化活動費
3 地 域 保 健 衛 生 費	60,000	49,780	△ 10,220	一斉大掃除、消毒
8 諸 費	2,400,000	2,031,919	△ 368,081	
1 共 同 募 金	1,400,000	1,401,000	1,000	緑の募金650千円、社会福祉協議会会費761千円
2 樹 木 剪 定 ・ 緑 化	500,000	465,884	△ 34,116	町内会関係施設の樹木剪定、花壇緑化事業
3 諸 雑 費	500,000	165,035	△ 334,965	車検代、自動車税他
9 予 備 費	4,638,656	0	△ 4,638,656	
合 計	40,224,656	30,890,699	△ 9,333,957	

(△は予算額に対する減を示す。)

※1 予算比+1,578千円と大きく超過した理由は、次のとおり

- ① 取得価格100千円未満の事務機器、電化製品、コロナ対策用品等の支出が高んだこと(空気清浄機(3台)142千円、冷蔵庫46千円、スクリーン(3台)157千円、システム関連用品173千円他)
- ② 備品費で予算計上していた事務機器等の取得価格が100千円未満になったため消耗品費に変更したこと(金額約350千円)
- ③ カラーコピーの使用増加(コピー使用料713千円)

※2 太鼓500千円、ノートパソコン(2台)246千円、アンプ(美園・新町)374千円他

※3 LED工事(美園・新町公民館)1,566千円、新町公民館改修工事1,525千円、本町公民館外周工事491千円、二本木コミ改修工事他162千円、美園公民館改修工事108千円、設備保守点検420千円他

(1) 収入金総額	39,029,411 円
(2) 支出金総額	30,890,699 円
(3) 次年度繰越金 (普通預金)	8,138,712 円

2. 別途積立の部 (定期預金)

令和3年度末総額	13,641,824 円
----------	--------------

第2号議案(2/2)

令和3年度 二本木連合ふるさと祭り協力金会計決算報告について

収入の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	比較増減 (B) - (A)	備 考
前期繰越金	2,457,854	2,457,854	0	
協力金合計	2,570,000	0	△ 2,570,000	
二本木町	400,000	0	△ 400,000	
美園町	620,000	0	△ 620,000	
緑町	600,000	0	△ 600,000	
二本木新町	410,000	0	△ 410,000	
三河安城本町	370,000	0	△ 370,000	
三河安城町	170,000	0	△ 170,000	
雑収入(利息等)	11	21	10	
収入合計	5,027,865	2,457,875	△ 2,569,990	

(△は予算額に対する減を示す。)

支出の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	比較増減 (B) - (A)	備 考
神輿組費用	320,000	0	△ 320,000	
神輿参加子ども菓子	640,000	0	△ 640,000	
祝菓子	840,000	0	△ 840,000	
祭り法被代	30,000	0	△ 30,000	
打ち上げ花火費用	80,000	0	△ 80,000	
神社玉串料・お神酒	10,000	0	△ 10,000	
神輿運搬車	250,000	0	△ 250,000	
集金用封筒	26,000	26,400	400	3,000枚
神輿作成費	2,250,000	43,144	△ 2,206,856	神輿収納箱作成費
雑費	81,500	220	△ 81,280	残高証明発行手数料
予備費	500,365	0	△ 500,365	
支出合計	5,027,865	69,764	△ 4,958,101	
次期繰越残高		2,388,111	2,388,111	

(△は予算額に対する減を示す。)

※子ども神輿は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止になりましたが、神輿収納箱の作成及び協力金集金用封筒の補充をしました。

令和3年度（令和3年3月1日～令和4年2月28日）の

①一般会計、②ふるさと祭協力金会計、

の収支決算について、上記の通り報告します。

令和4年3月3日

二本木連合町内会会長

三浦 定



二本木連合町内会会計

中島 正雄



会計監査報告

令和4年3月3日二本木コミュニティセンターにおいて、

令和3年度二本木連合町内会の①一般会計、②ふるさと祭り協力金会計、

の収支決算報告に基づき、

関係諸帳簿、証拠書類、預金通帳等調査した結果、

いずれも適正であることを認めます。

令和4年3月3日

会計監査役

河内 正幸



会計監査役

増 田 隆



第3号議案

二本木連合町内会規約の改正について

1 改正内容

下記の「新旧対照表」のとおり

2 主な改正理由

(1) 二本木連合町内会規約の全体を見直し、章・条・項・号の見出し及び順番並びに条文の文章表現を改める。

(2) 変更する事項

① 連合副会長は、その職務内容から5名を1名にして職務責任者を明確にする。(新第9条第1項第2号)

② 次期町内会長の選出は、町内会長及び組長が選出するから各町内会の会員の中から選出するに改める。(新第10条第2項)

(3) 追加して明文化する事項

① 班長の選出及び職務を明文化する。(新第13条)

② 総会の招集方法を定めて明確にする。(新第17条)

③ 総会の書面又は代理人による表決方法を定め、書面表決等の適正な運用を図る。(新第22条)

④ 総会の議事録の作成について明文化する。(新第23条)

⑤ 町内会事業活動の適正かつ効率的な運営を図る機関として、町内会委員会を新設する。また、当町内会委員会に委任できる条項を総則で定め規定化する。(新第24・25・26・27・38条)

⑥ 組長会及び評議員会の審議事項を定めて明確にする。(新第31・34条)

(4) 削除する事項

① 事務職員の任期は、2年で再任を妨げないと定めているが、再任回数の上限(期間上限)の定めはなく、また、労働契約の締結もない。勤続年数は、個人事情等によっているところが実情であり、弾力的な運用とするため削除する。(旧第10条第4項)

② 平素金に係る規定については、別に「平素金及び見舞金規約」で定めているため削除する。(旧第20条第2項)

3 改正施行日 令和4年4月1日から施行する。

新旧対照表

新(改正案)	旧(現行)
<p>二本木連合町内会規約</p> <p>第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、二本木連合町内会(以下「本会」という。)と称する。 (事務所)</p> <p>第2条 本会の事務所は、安城市緑町1丁目25番地3に置く。 (区域)</p> <p>第3条 本会は、二本木町、美園町(県営依佐美園地及び県営美園住宅を除く。)、緑町、二本木新町、三河安城本町、三河安城町を区域とする。 (組織)</p> <p>第4条 本会は、前条に定める区域ごとに二本木町町内会、美園町町内会、緑町町内会、二本木新町町内会、三河安城本町町内会及び三河安城町町内会を設置する。</p> <p>2 前項の各町内会を区域ごとに分けて組を設置する。</p> <p>3 前項の各組を区域ごとに分けて班を設置する。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>(目的)</p> <p>第5条 本会は、会員相互の連絡、福祉の増進、環境の整備、防災、公民館施設の維持管理、内外の諸団体との協力・協働等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。 (事業)</p>	<p>二本木連合町内会規約</p> <p>第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、二本木・美園・緑・二本木新町・三河安城本町・三河安城町町内会 6町の連合町内会とし、「二本木連合町内会」と称する。 (事務所)</p> <p>第2条 本会の事務所は、安城市緑町1丁目25-3に置く。 (組織)</p> <p>第3条 本会の会員は、二本木町、三河安城本町、美園町(除く県営依佐美園地)、緑町、二本木新町、三河安城町に住所を有する町民とし、町内会費納入世帯を単位とする。</p> <p>第2章 目的</p> <p>(目的)</p> <p>第4条 本会は、町民相互の円滑な運営並びに共同福祉の増進を図ることを目的とし、会員相互及び会内外の諸団体との協力・協働のもとに、会員の教養を高め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災に努める。</p> <p>第3章 事業</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>1 安心で安全な暮らしに資する、環境衛生、治安維持、社会福祉、自主防災等に関する事業を行う。</p>

第6条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡に関すること。
- (2) 会員の親睦及び福祉厚生に関すること。
- (3) 清掃、美化等の環境整備に関すること。
- (4) 防災、防犯、及び交通安全に関すること。
- (5) 公民館、その他資産の維持管理、運営に関すること。
- (6) 市行政との連絡、協議、委託事務等に関すること。
- (7) その他、目的を達成するために必要なこと。

第3章 会員

(会員)

第7条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有し、町内会費を納めた世帯を会員とする。ただし、この区域に隣接する町に住所を有する町民から入会希望があった場合は、当該町内会長の判断により、町内会費を納めた世帯を会員とすることができる。

2 本会に入会及び退会しようとする者は、町内会長に届け出るものとする。

3 前項の届け出があったときは、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。

4 第3条に定める区域に住所を有しなくなったときは、退会したものとす。

(会費)

第8条 本会の会費は、定期総会で決定する。

- 2 会員に特別な事情がある場合は、会費を減免することができる。
- 3 納入された会費は、理由のいかんにかかわらず返金しない。

第4章 役員等

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 連合会長（以下「会長」という。町内会長兼務） 1名
- (2) 連合副会長（以下「副会長」という。町内会長兼務） 1名
- (3) 会計（町内会長兼務） 1名
- (4) 町内会長 6名
- (5) 組長 各組 1名
- (6) 評議員 7名
- (7) 会計監査役 2名

(役員を選出方法)

第10条 前条に定める役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長及び会計は、原則として、各町の持ち回りとする。
- (2) 町内会長は、各町内会の会員の中から1名を選出する。
- (3) 組長は、各組の会員の中から1名を選出する。
- (4) 評議員は、原則として、前年度の各町内会の組長の中から1名を選出する。

また、当年度の組長会議長は、評議員を兼務する。

(5) 会計監査役は、評議員会が選出する。ただし、1名は役員経験者からの選出とする。

2 前項により選出された役員は、総会の承認を得るものとする。

(役員職務)

第11条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 町内会長は、町内会を代表し、会務を統括する。
- (5) 組長は、組を代表し、会員との連絡調整を行うと共に町内会活動に協力する。
- (6) 評議員は、本会運営の課題、問題点を審議する。

2 公民館活動を通じて、会員相互の交流・親睦及び関係団体の育成を支援する。

3 町有財産の維持管理をする。

4 市行政との連絡・協議及び委託事務等を行う。

5 その他、会の目的達成に必要な事業を行う。

第4章 役員

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- 1 連合会長（以下会長という） 1名
- 2 連合副会長（以下副会長という） 5名
- 3 町内会長 町内会選出の各会長 1名
- 4 会計（副会長兼務） 1名
- 5 会計監査役 2名
- 6 評議員 7名
- 7 組長 35名以内

(役員を選出方法)

第7条 役員は、次のように選出する。

- 1 会長及び副会長は、各町の持ち回りとする。
- 2 次期町内会長は、当該町内会の町内会長及び組長が選出する。
- 3 会計監査役は、評議員会が選出する。ただし、1名は役員経験者からの選出とする。
- 4 評議員は、原則として前年度の組長（各町1名）から選出する。また、当年度の組長会議長も評議員を兼任する。
- 5 組長は、町内の各組会員の中から選出する。以上により、選出された役員は組長会の承認を得て、総会の承認を得るものとする。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のものとする。

- 1 会長 本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長 副会長5名は分担して、連合公民館・会計・総務・福祉・防災を主管し、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 評議員 評議員会は連合町内会の事業の変更・業務運営上の課題等を審議する。
- 4 組長会 事業計画の遂行が円滑に行えるよう連合町内会と連携を図り協力する。
- 5 会計監査 本会の会計経理を監査し、監査報告をする。

(役員任期)

第9条 各役員任期は、それぞれ次のとおりとし、再任は妨げないものとする。ただし、再任の回数1回限りとする。

補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 1 会長・副会長 1年
- 2 各町内会長 2年
- 3 会計 1年
- 4 会計監査役 1年
- 5 評議員 1年
- 6 組長 1年

(事務職員)

第10条 事務職員について

- 1 本会に、事務職員を若干置くことが出来る。
- 2 任務は、事務一般とするが、連合町内会の運営や活動の推進にも協力する。
- 3 採用については会長が選出した候補者について、評議員会の承認を得て決定する。
- 4 その任期は2年とするが、再任は妨げない。

(7) 会計監査役は、本会の会計を監査し、定期総会に報告をする。
(役員任期)

第12条 役員任期は、それぞれ次のとおりとし、再任は妨げないものとする。ただし、再任の回数は1回限りとする。

- (1) 会長・副会長・会計・組長・評議員・会計監査役 1年
- (2) 町内会長 2年

2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。
(班長)

第13条 班長は、各班の会員の中から選出する。

2 班長は、班を代表し、会員との連絡調整を行うと共に町内会活動に協力する。

(事務職員)

第14条 事務職員の職務、採用等は、次のとおりとする。

- (1) 本会に、事務職員を若干置くことができる。
- (2) 職務は、事務一般とするが、連合町内会の運営や活動の推進にも協力する。
- (3) 採用は、候補者を会長が選出し、町内会委員会の承認を得て決定する。

第5章 総会

(総会の構成)

第15条 総会は、1世帯1名の会員をもって構成する。

(総会の種別)

第16条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年3月に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、又は会員の3分の1以上からの要求があった場合は開催することができる。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を開催するときは、会員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、通知しなければならない。

(総会の審議事項)

第18条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 規約に関する事項
- (5) 会費改定に関する事項
- (6) その他の重要事項

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、出席会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、全会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、出席会員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、二本木連合町内会規約の改正は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(書面又は代理人による表決)

第22条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決を委任することができる。

2 非常事態等で会員が一同に参集できない場合は、書面による審議のうえ書面表決にて決議する。

3 前2項の場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

第5章 会議

(会議の種別)

第11条 本会の会議は、総会・評議員会及び組長会とする。

2 総会は、会の最高議決機関であり、通常総会及び臨時総会とし、1世帯1名の会員をもって構成する。

(総会)

第12条 通常総会は、毎年3月に開催する。総会は、会員の2分の1以上の定数を以て成立する。また、会長が必要と認めた場合、又は会員の3分の1以上からの要求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

(議決事項)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告の承認
- (2) 決算の承認
- (3) 事業計画の承認
- (4) 会費改定の承認
- (5) 予算の承認
- (6) 規約の改正
- (7) 役員を選出・承認
- (8) その他、会の重要事項に関すること。

2 評議員会に重要事項の中で急を要するものは決議執行し、次の総会で承認を受ける。

(議長及び議決)

第14条 総会の議長は、出席会員の中から選出する。

- 2 会議における議決は、出席者の過半数の賛成による。
- 3 ただし、規約の改正は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 4 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第15条 評議員会は、原則3か月に一度開催するほか、会長が必要と認めた場合、開催できるものとする。

2 評議員会の議長は、会長が就任する。会長に事故ある場合は予め定めた副会長が務める。

(組長会)

第16条 組長会は毎月開催するほか、必要に応じ開催する。

2 組長会は、互選により議長・副議長を置く。

第6章 会計

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎月3月1日から翌年2月末日までとする。

(収入)

第18条 会の経費は、会員の会費、市よりの交付金、補助金等、事業所費金及び寄付金を以て之に充てる。

第19条 町内会費は通常総会で決定する。但し会員に特別な事情がある場合は会費を減免することができる。

2 納入された会費は理由のいかんにかかわらず、返金しない。

(支出)

第20条 支出は、総会で議決された予算に基づき、会の目的に沿って行う。

2 会員世帯の弔慰には、弔慰金(弔典)を送り、代表が会葬し弔意を表す。

第7章 会計監査

(会計監査)

第21条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告す

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員に現在数及び出席者数(委任状及び書面表決者を含む。)
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上の署名押印をしなければならない。

第6章 町内会長会

(町内会長会の構成)

第24条 町内会長会は、町内会長をもって構成する。

(町内会長会の開催)

第25条 町内会長会は、会長が必要と認めるときに開催する。

(町内会長会の審議事項)

第26条 町内会長会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) 組長会に付議すべき事項
- (4) 評議員会に付議すべき事項
- (5) 事務職員の採用に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 第18条で定める総会の議決事項の中で、急を要する重要事項は議決執行し、次の総会で承認を受ける。

(町内会長会の議決)

第27条 町内会長会の議決は、町内会長の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第7章 組長会

(組長会の構成)

第28条 組長会は、組長及び町内会長をもって構成する。

(組長会の開催)

第29条 組長会は、毎月1回開催するほか、必要に応じ開催する。

(組長会の議長及び副議長)

第30条 組長会は、組長からの選出により議長及び副議長を置く。

2 議長は、会議の議事運営を行う。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代行する。

(組長会の審議事項)

第31条 組長会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 本会の事業運営に関する事項

第8章 評議員会

(評議員会の構成)

第32条 評議員会は、評議員及び町内会長をもって構成する。

(評議員会の開催)

第33条 評議員会は、原則3か月に1回開催するほか、会長が必要と認めるときは開催することができる。

(評議員会の審議事項)

第34条 評議員会は、会長が議長となり、次の事項を審議する。

- (1) 本会運営の課題、問題点等に関する事項
- (2) 会計監査役の選出に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事項

る。

付 則

- 1 本規約は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 本規約改正は、平成28年4月1日施行する。
- 3 本規約改正は、令和2年度二本木区合町内会総会議案の議決日から施行し、第7条第3項は、令和3年2月2日からの適用とする。

第9章 会計

(経費)

第35条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

第10章 会計監査

(会計監査)

第37条 会計監査は、会計監査役が会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

第11章 雑則

(委任)

第38条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、町内会長会で定めることができる。町内会長会は、定めた事項について次の港会に報告し、承認を得なければならない。

付 則

- 1 本規約は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 本規約改正は、平成28年4月1日施行する。
- 3 本規約改正は、令和2年度二本木連合町内会総会議案の議決日から施行し、第7条第3項は、令和3年2月2日からの適用とする。
- 4 本規約改正は、令和4年4月1日から施行する。

第4号議案

弔慰金及び見舞金規約の改正について

1 改正内容

下記の「新旧対照表」のとおり

2 主な改正理由

- (1) 規約全体を見直し、条・項・号の見出し、文章表現等を改める。
- (2) 弔慰金について、町内会員は世帯を単位としているため、世帯主と配偶者・同居親族は区分せず、世帯主7,000円を5,000円に減額して配偶者・同居親族と同額とする。
- (3) 病氣見舞金について、外傷も見舞金の対象に加え、傷病見舞金に改める。また、入院期間は、2週間から1週間に短縮する。
- (4) 災害見舞金について、甚大な自然災害が発生した場合、多額の災害見舞金給付が想定されるため、「安城市災害支援等制度」の支援を受けた方は対象外とする。

3 改正施行日 令和4年4月1日

新旧対照表

新（改正案）			旧（現行）																																																							
弔慰金及び見舞金規約			弔慰金及び見舞金規約																																																							
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規約は、二本木連合町内会の会員に対する弔慰金及び見舞金の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(種類・支給対象者・支給金額)</p> <p>第2条 二本木連合町内会が支給する弔慰金及び見舞金の種類・支給対象者・支給金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 弔慰金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2">①町内会長</td> <td>本人</td> <td>※ 30,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者・同居親族</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②組長・評議員・会計監査役</td> <td>本人</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者・同居親族</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③自治功労者 (市政功労者)</td> <td>本人</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者・同居親族</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>④会員</td> <td>世帯全員</td> <td>5,000円</td> </tr> </table> <p>※ 30,000円の内、10,000円は組長一同とする。</p> <p>(2) 傷病見舞金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>①町内会長</td> <td>本人</td> <td>10,000円</td> <td>1週間以上入院</td> </tr> <tr> <td>②組長・評議員・会計監査役</td> <td>本人</td> <td>5,000円</td> <td>1週間以上入院</td> </tr> </table>			①町内会長	本人	※ 30,000円	配偶者・同居親族	10,000円	②組長・評議員・会計監査役	本人	10,000円	配偶者・同居親族	5,000円	③自治功労者 (市政功労者)	本人	10,000円	配偶者・同居親族	5,000円	④会員	世帯全員	5,000円	①町内会長	本人	10,000円	1週間以上入院	②組長・評議員・会計監査役	本人	5,000円	1週間以上入院	<p>第1条(名称)</p> <p>本会は二本木連合町内会と称する。</p> <p>第2条(会員)</p> <p>二本木連合町内会に加入している住民。</p> <p>第3条(目的)</p> <p>本会は町内住民相互の親睦を目的とし、弔慰金及び見舞金等を支払う。</p> <p>第4条(運営・会計)</p> <p>本会の運営、弔慰金＝慶弔費(一般会計)・病氣見舞金＝交際接待費(一般会計)・災害見舞金＝防災会(二本木防災会)よりとし、会計担当者がこれに当たる。</p> <p>第5条(対象・金額)</p> <p>1. 香料</p> <p>(注)『評議員＝組長』、『自治功労者＝市の自治功労者認定者』</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="4">(1)町内会長</td> <td>本人</td> <td>20,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配偶者・同居親族</td> <td>10,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>供花</td> <td>一對</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評議員一同で</td> <td>10,000円</td> <td>慶弔費より</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2)評議員</td> <td>本人</td> <td>10,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配偶者・同居親族</td> <td>5,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3)自治功労者</td> <td>本人</td> <td>10,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配偶者・同居親族</td> <td>5,000円</td> <td></td> </tr> </table>			(1)町内会長	本人	20,000円		配偶者・同居親族	10,000円		供花	一對		評議員一同で	10,000円	慶弔費より	(2)評議員	本人	10,000円		配偶者・同居親族	5,000円		(3)自治功労者	本人	10,000円		配偶者・同居親族	5,000円	
①町内会長	本人	※ 30,000円																																																								
	配偶者・同居親族	10,000円																																																								
②組長・評議員・会計監査役	本人	10,000円																																																								
	配偶者・同居親族	5,000円																																																								
③自治功労者 (市政功労者)	本人	10,000円																																																								
	配偶者・同居親族	5,000円																																																								
④会員	世帯全員	5,000円																																																								
①町内会長	本人	10,000円	1週間以上入院																																																							
②組長・評議員・会計監査役	本人	5,000円	1週間以上入院																																																							
(1)町内会長	本人	20,000円																																																								
	配偶者・同居親族	10,000円																																																								
	供花	一對																																																								
	評議員一同で	10,000円	慶弔費より																																																							
(2)評議員	本人	10,000円																																																								
	配偶者・同居親族	5,000円																																																								
(3)自治功労者	本人	10,000円																																																								
	配偶者・同居親族	5,000円																																																								

(3) 災害見舞金

①住宅火災	会員	10,000円
②自然災害	会員	10,000円

※災害見舞金の支給については、罹災状況により町内会長会で判断する。ただし、「安城市災害支援等制度」の支援を受けた方は対象外とする。

(運営・会計)

第3条 弔慰金及び見舞金は、原則として、当該町内会長が持参する。

2 弔慰金及び見舞金は、二本木連合町内会の一般会計の慶弔費からの支出とする。

(委任)

第4条 本規約に定めなき事項は、その都度、町内会長会で協議して定めるものとする。

付 則

- 1 本規約は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 本規約改正は、平成17年5月1日から施行する。
- 3 本規約改正は、令和4年4月1日から施行する。

(4)会員 (住民)	本人	7,000円	線香代増
	配偶者・同居親族	5,000円	

※香料は原則として、当該町内会長が弔問時に持参する。

2. 病氣見舞金

(1)町内会長	本人	10,000円	二階級以上入会・時
(2)評議員	本人	5,000円	二階級以上入会・時

3. 災害見舞金

(1)住宅火災	失火全焼	10,000円	
住宅火災	被災者	10,000円	
(2)風水害	床上浸水：倒壊	10,000円	

※その他、罹災状況により連合会長が判断する。

4. その他

本規約に定めなき事項は、その都度町内会長で協議するものとする。

附則1. 実施日 平成12年4月1日より施行する。

附則2. 改定日 平成17年5月1日

令和4年度 町内会役員（案）承認について

【会 長・副 会 長】

【評 議 員】

役 職 名	組 氏 名	役 職 名	組 氏 名
連合町内会長	緑町内会 2 鳥山 立夫	評議員	二本木町 1 石原 康
連合町内会副会長	二本木町内会 2 山本 善規	評議員	三河安城本町 7 松浦 健久
連合町内会計	三河安城本町内会 2 森田久美代	評議員	緑町 1 小笠原幸生
連合町内会	美園町内会 5 大矢 幸広	評議員	美園町 6 大野 弘行
連合町内会	三河安城本町内会 6 酒井 清保	評議員	二本木新町 1 荒井善代彦
連合町内会	二本木新町内会 3 深田 真史	評議員	三河安城町 2 松尾 昌弘
		評議員	令和4年度議長 (緑町)

【組 長】

【組 長】

役 職 名	組 氏 名	役 職 名	組 氏 名
組長	二本木町 1 神谷 元雄	組長	美園町 1 加藤 秀人
組長	二本木町 2 竹森 尚樹	組長	美園町 2 加藤真奈美
組長	二本木町 3 植田 雅文	組長	美園町 3 立石 伸久
組長	二本木町 4 山田 扇平	組長	美園町 4 今松 秀雄
組長	三河安城本町 1 近藤 邦夫	組長	美園町 5 橋本 亮久
組長	三河安城本町 2 菊池 悟	組長	美園町 6 萬田 哲也
組長	三河安城本町 3 齋藤 俊	組長	美園町 7 阿部 浩幸
組長	三河安城本町 4 三浦 大和	組長	二本木新町 1 加藤 桂司
組長	三河安城本町 5 嶋倉 大介	組長	二本木新町 2 松井 康紀
組長	三河安城本町 6 赤松 權孝	組長	二本木新町 3 牧内 康紀
組長	三河安城本町 7 杉山 秀樹	組長	二本木新町 4 寺西 直樹
組長	三河安城本町 8 西山 弥孝	組長	三河安城町 1
組長	緑町 1 白田 広宣	組長	三河安城町 2 高見 享史
組長	緑町 2 野間 修	組長	三河安城町 3 後藤 元子
組長	緑町 3 渡辺 光孝	組長	三河安城町 4 松下 淳一
組長	緑町 4 鳴戸 雅之	組長	三河安城町 5 赤野 真実
組長	緑町 5 北島 展博	組長	三河安城町 6 高木 信一

【会計監査役】

三浦 和光 元町内会役員	服部 佳生 榎目町内会相談役
--------------	----------------

令和4年度事業計画(案)承認について

施行月日	曜日	時間	事業内容	備考	
令和4年	4/2	土	10:00	二本木連合福祉委員会総会（令和3年度）	二本木地区コミュニティセンター
	4/16	土	18:30	防犯パトロール出発式	
	4/17	日	8:00	町内一斉大掃除（予備4/243）	
	5/15	日	8:30	ふれあいグランドゴルフ大会（二本木公民館主催）（協賛）（予備5/22）	養下公園
	5/28, 29	土・日	9:00	さつき展示会	二本木地区コミュニティセンター
	6/4	土	10:00	ふれあいサロン（ものづくり）	
	6/12	日	10:00	前期防災訓練（学習）	各公民館
	6/18	土	10:00	ハートフル講座「高齢者のための健康管理」（予備6/25）	二本木地区コミュニティセンター
	7/3	日	8:00	町内一斉消毒（予備7/10）	
	7/23, 24	土・日	終日	笹竹飾り（安城七夕協賛）	各公民館及び公園予定
	7/30	土	18:00	精霊祭	二本木地区コミュニティセンター
	7/30, 31	土・日	19:30	盆踊り大会	
	8/28	日	終日	夏祭りイベント＋お化け屋敷（注1）	
	9/3	土	10:00	殉国慰霊祭	殉国の碑前
	9/4	日		二本木公民館芸能発表会（協賛）	二本木公民館
	9/11	日	8:00	町内一斉大掃除（予備10/2）	
	9/18	日	9:00	（仮称）ふれあい敬老会（注2）	各公民館
	9/25	日	10:00	後期防災訓練（実技）	美園公園
	10/8	土	9:30	ふるさと祭り（子ども神輿参加）	二本木八幡社
	10/16	日	8:30	（仮称）ふれあいスポーツ広場	二本木小
10/23	日	8:30	二本木こどもフェスタ（二本木公民館主催）協賛）	二本木公民館	
10/29	土	8:30	三河安城フェスタ（三河商店街振興組合主催）（協賛）	ツインパーク	
11/5, 6	土・日	9:00	秋季文化祭（作品、菊花等）	二本木地区コミュニティセンター	
11/12	土	10:00	ハートフル講座「バイタルサインと高齢者の体調管理」（予備11/24）		
11/19	土	9:30	秋のふれあいサロン・ウオークラリー		
令和5年	2/11, 12	土・日	9:00	二本木公民館まつり（二本木公民館主催）（協賛）	二本木公民館
	3/26	日	10:00	二本木連合町内会定期総会（令和4年度）	二本木小体育館
	4/1	土	10:00	二本木連合福祉委員会総会（令和4年度）	二本木地区コミュニティセンター

（注1）おばけ屋敷：令和4年度より町内会事業にて実施。

（注3）新成人祝記念品配布：令和4年度より中止

（注2）ふれあい屋食会：令和4年度より町内会/福祉コラボ事業に変更し、（仮称）ふれあい敬老会で開催

- 【重点取組】
- 1) コロナ禍を前提とした各種行事に対する環境整備を含め、対応方法の検討を継続。
 - 2) 安城市地区防災モデル地区への参画による自主防災体制及び計画の作成と推進(初年度)
 - 3) 町民ニーズにより応える連合町内会運営体制を見直しをする検討委員会発足

令和4年度 一般会計収支予算(案)承認について

1. 経常収支の部

(収入の部)

科 目	R3年度予算額 (A)	R4年度予算額 (B)	比較増減 (B) - (A)	備 考
1 前年度繰越金	8,665,656	8,138,712	△ 526,944	
2 町内会費	16,700,000	21,000,000	4,300,000	持家者4,500円・借家者3,500円・ワンルームマンション3,000円
3 企業協力金	800,000	800,000	0	R元実績 868千円
4 市補助金	11,150,000	12,000,000	850,000	
1 町内会活動補助金	9,150,000	9,200,000	50,000	町内会活動補助金、緑化交付金、各種事業補助金(体育・文化関係、敬老会、他)
2 設備補助金	2,000,000	2,800,000	800,000	
5 市報償金	1,350,000	1,390,000	40,000	
1 資源回収報償金	660,000	700,000	40,000	資源回収報償金
2 清掃業務活動費	630,000	630,000	0	地域クリーン推進活動助成金
3 地域保健衛生費	60,000	60,000	0	一斉大掃除・消毒活動助成金
6 施設使用料	1,200,000	1,200,000	0	公民館使用料
7 借地料	159,000	159,000	0	防火水槽2カ所維持管理委託料
8 雑収入	200,000	200,000	0	赤十字・共同募金・安城神社奉賛会費事務手数料、他
合 計	40,224,656	44,887,712	4,663,056	

(△は予算額に対する減を示す。)

(支出の部)

科 目	R3年度予算額 (A)	R4年度予算額 (B)	比較増減 (B) - (A)	備 考
1 事務管理費	14,310,000	14,130,000	△ 180,000	
1 町内会長報酬	6,260,000	6,260,000	0	6名
2 監査役報酬	20,000	20,000	0	2名
3 組長報酬	640,000	680,000	40,000	34名(二本木新町4組、三河安城町6組が増)
4 班長報酬	1,300,000	1,300,000	0	町内会費、各種募金の集金、回覧等の活動報酬
5 事務職員給与	2,060,000	2,060,000	0	2名
6 消耗品費	800,000	1,800,000	1,000,000	事務用消耗品
7 接待交際費	100,000	100,000	0	関連行事祝儀等(協賛金等は他の科目に振替)
8 慶弔費	400,000	400,000	0	香典等
9 通信運搬費	380,000	400,000	20,000	電話料金・キャッチ・NHK受信料
10 慰労費	150,000	110,000	△ 40,000	退職町内会長慰労金(3名)他
11 組運営費	2,200,000	1,000,000	△ 1,200,000	各組行事運営
2 施設管理費	10,590,000	13,090,000	2,500,000	
1 管理費	520,000	520,000	0	公民館管理業務、鍵保管お礼
2 水道光熱費	2,000,000	2,000,000	0	防犯灯管理は市へ移管700千円減
3 備品費	1,500,000	6,000,000	4,500,000	玄関扉改修、エアコン他
4 修繕・改修費	4,500,000	2,500,000	△ 2,000,000	軽トラ他
5 保険料	1,000,000	1,000,000	0	建物共済保険・自動車保険等
6 賃借料	950,000	950,000	0	公民館・防火用水槽借地料
7 衛生費	120,000	120,000	0	公民館の清掃
3 会議費	506,000	606,000	100,000	
1 議長報酬	24,000	24,000	0	20千円は組長報酬へ振替
2 副議長報酬	12,000	12,000	0	20千円は組長報酬へ振替
3 総会費	100,000	100,000	0	総会資料印刷代(R3年度分書面決議)
4 会議費	300,000	400,000	100,000	お茶代、研修会費用
5 評議員報酬	70,000	70,000	0	7名
4 行事費	3,860,000	3,660,000	△ 200,000	
1 敬老会費	1,200,000	1,200,000	0	敬老会事業運営
2 成人式費	200,000	0	△ 200,000	新成人祝い事業は廃止
3 追弔会費	60,000	60,000	0	殉国慰霊碑祈年祭に助成
4 体育関係費	1,100,000	1,100,000	0	運動会・ふれあいグラウンドゴルフ大会
5 文化関係費	1,300,000	1,300,000	0	秋季文化祭、盆踊り大会、七夕祭り他
5 助成金	2,450,000	2,550,000	100,000	
1 子ども会	200,000	200,000	0	こだまポックル、新町みかわ子ども会
2 老人会	600,000	600,000	0	日昇連合会助成金
3 学校関係	400,000	400,000	0	3小学校200千円、2中学校200千円
4 福祉委員会	0	0	0	福祉委員会の活動、収支状況等を勘案して減額
5 消防団	700,000	700,000	0	団員訓練費500千円、施設管理費200千円
6 婦人防火クラブ	100,000	100,000	0	活動、収支状況等を勘案して減額
7 婦人会	0	100,000	100,000	
8 諸団体	450,000	450,000	0	登録クラブ、フェスタ協賛、配水事業助成

(支出の部)

6 諸会費	80,000	80,000	0	関連団体会費
7 報償費	1,390,000	1,390,000	0	
1 資源回収費	700,000	700,000	0	学校・PTA・子ども会資源回収報償
2 清掃業務活動費	630,000	630,000	0	クリーン推進員手当、環境美化活動費
3 地域保健衛生費	60,000	60,000	0	一斉大掃除、消毒
8 諸費	2,400,000	2,400,000	0	
1 共同募金	1,400,000	1,400,000	0	緑の募金、社会福祉協議会一般会費
2 樹木剪定・緑化	500,000	500,000	0	町内会関係施設の樹木剪定、子ども会花壇緑化
3 諸雑費	500,000	500,000	0	
9 積立金	0	4,000,000	4,000,000	建設準備積立金繰出(定期預金)
10 予備費(次期繰越金)	4,638,656	2,981,712	△ 1,656,944	
合計	40,224,656	44,887,712	663,056	

令和4年度 収入・支出予算総額 (案)

(1) 収入金総額	44,887,712	円
(2) 支出金総額	44,887,712	円

2. 積立金の部 (案)

建設準備積立金(定期預金)総額	17,641,824	円
(内訳) 別途積立金より(令和3年度末)	13,641,824	円
令和4年度繰入金	4,000,000	円

第7号議案 (2/2)

令和4年度 二本木連合ふるさと祭り協力金会計収支予算書 (案)

収入の部

(単位：円)

科 目	令和3年度予算額 (A)	令和4年度予算額 (B)	比較増減 (B) - (A)	備 考
前期繰越金	2,457,854	2,388,111	△ 69,743	
協力金合計	2,570,000	2,570,000	0	
二本木町	400,000	400,000	0	
美園町	620,000	620,000	0	
緑町	600,000	600,000	0	
二本木新町	410,000	410,000	0	
三河安城本町	370,000	370,000	0	
三河安城町	170,000	170,000	0	
雑収入 (利息等)	11	21	10	
収入合計	5,027,865	4,958,132	△ 69,733	

(△は予算額に対する減を示す。)

支出の部

(単位：円)

科 目	令和3年度予算額 (A)	令和4年度予算額 (B)	比較増減 (B) - (A)	備 考
神輿組費用	320,000	0	△ 320,000	令和4年度から廃止
参加子ども菓子・飲み物	640,000	800,000	160,000	@500円×1,600個
祝菓子	840,000	840,000	0	@300円×2,800個
祭り法被代	30,000	30,000	0	クリーニング代
打ち上げ花火費用	80,000	80,000	0	
神社玉串料・お神酒	10,000	10,000	0	
協力金用封筒	26,000	0	△ 26,000	
神輿作成費	2,250,000	2,250,000	0	@450千円×5基
神輿運搬車	250,000	250,000	0	@50千円×5台
雑費	81,500	81,500	0	法被補助他
予備費	500,365	616,632	116,267	
支出合計	5,027,865	4,958,132	△ 69,733	

(△は予算額に対する減を示す。)

令和4年度ふるさと祭り収入・支出予算書 (案)

- 1 収入金総額 4,958,132円
- 2 支出金総額 4,958,132円

第8号議案

二本木地区コミュニティセンター別館の建て替え計画(案)について

1 理由

現建物は昭和31年移築され築66年が経過して老朽化が進み、早い段階での建て替えが必要とされます。

新しい建物は、現建物(会議室・ホール・倉庫)の復元をベースに、倉庫部分の床面積を増加して防災倉庫を拡充する。

2 現在の建物(旧称「憩の家」)

住所 安城市緑町1-25-3

木造平屋建て 会議室・娯楽室・倉庫

延べ面積 127㎡

昭和31年3月頃移転建設

令和3年度 耐震工事5,445千円(市補助金2,495千円)



3 新築建物の概要(想定)

(1)用途 防災倉庫・会議室・ホール

(2)規模 鉄骨造り(倉庫部分2階建て)延べ面積 164㎡

4 建設総費用(想定)

3,500万円

5 建設予定

令和8年度に最終の建て替え計画を策定し、建設着手する。

6 資金計画

(1)建設準備積立金(定期預金)

積立金1 1,364万円(現在の別途積立金)

積立金2 400万円(令和4年度)

積立金3 300万円(毎年度(令和5~7年度)100万円積立)

(2)市補助金 1,500万円(現行補助金事業制度)

総合計 3,500万円

令和4年度 町内会費について

令和4年度二本木連合町内会費については、次のとおりとする。

1. 今年度の町内会費は、下記の三段階による。

A	持家者	(年額)	4,500 円
B	借家者	(年額)	3,500 円
C	ワンルームマンション	(年額)	3,000 円

2. 町内会費は、前期・後期の二期に分け、期日・金額は町内会長が定める。

町内別加入世帯数

令和4年1月HPより

	町別世帯数	町内会加入世帯	加入率%
二本木町	942	821	88%
美園町	1,435	1,112	78%
緑町	1,309	1,041	80%
二本木新町	1,212	920	76%
三河安城本町	1,269	934	74%
三河安城町	955	629	66%
計	7,122	5,457	77%

令和3年度 二本木八幡社 行事報告書

実施月日	曜日	行事内容	出席者
3/14	日	令和3年度神社係初顔合わせと三役承認	神社係33名+奉賛会長1名
4/4	日	4月度「月次祭」・定例連絡会	神社係32名
5/9	日	5月度「月次祭」 ※コロナ感染症拡大により宮司、三役、相談役のみで実施	神社係5名
6/6	日	6月度「月次祭」 ※コロナ緊急事態宣言により宮司、三役、相談役のみで実施	神社係5名
7/4	日	7月度「月次祭」・定例連絡会	神社係28名
8/1	日	8月度「月次祭」・定例連絡会	神社係25名
8/15	日	神楽保存会総会	保存会26名 神社係4名
9/5	日	9月度「月次祭」・定例連絡会	神社係23名
10/9	土	例大祭 式典AM9:30 ・神楽奉納 ※コロナ禍によりこども神楽・よさみ保育園児和太鼓等中止 又、神社境内での飲食中止	参列者42名 神社係27名 神楽子供 参加者26名
10/16	土	神楽保存会反省会 ※コロナ禍により中止	中止
11/14	日	七五三祭り 式典10:00～・10:45～・11:30～(3回実施)	御祈禱者29名 神社係25名
11/27	土	新穀感謝祭 式典AM10:30	参列者39名 神社係26名
12/31	金	越年祭 式典PM11:00	神社係30名
1/1	土	元旦祭 式典AM2:00 ・神楽奉納、三河万歳、みかん・お菓子配布(神社境内での飲食中止)	参列者24名 神社係29名 神楽笛12名+世話人4名
1/4	火	企業祈願祭 ニチパン(餅)テーブ安城工場 式典AM10:00 企業祈願祭 ニチパン(餅)メディカル安城工場 式典AM10:30 企業祈願祭 山崎パン(餅)冷生地事業所 式典PM3:00	御祈禱者7名 御祈禱者6名 御祈禱者4名
1/5	水	企業祈願祭 餅ピレッジ開発・餅友楽不動産 式典PM1:30	御祈禱者51名
1/6	木	企業祈願祭 新英運輸(餅) 式典AM10:00 企業祈願祭 東海スマート企業グループ(餅)、東海インブル建設・東海インブルSE(餅) 式典AM10:30	御祈禱者4名 御祈禱者39名
1/7	金	企業祈願祭 餅デンソーエスアイ 式典AM9:30	御祈禱者3名
1/11	火	企業祈願祭 山崎製パン(餅)安城工場 式典PM2:00	御祈禱者80名
1/9	日	女子33歳厄年お祓い 式典AM11:00 長寿祭(米寿・喜寿・古希・還暦) 式典AM11:30	御祈禱者5名 御祈禱者29名
1/23	日	祈年祭 式典AM10:30	参列者39名 神社係26名
2/5～6	土・日	研修旅行 ※コロナ禍により中止	
3/3	木	会計監査	総代・会計出席
3/6	日	3月度「月次祭」・最終連絡会・神社係退任式	神社係 30名
3/27	日	二本木連合町内会定期総会(神社行事・決算報告)予定	(総代・副総代・会計出席)

その他 ★個人申込み祈禱厄払い・お宮参りなど)・・・計7件

令和3年度 神社会計収支決算書 1/2

(収入の部)

単位:円

科 目		令和3年度 予算額	本年度決算額	備 考
1	前期繰越金	1,625,098	1,625,098	令和2年会計より
2	神社費奉納金	3,300,000	3,083,600	各町内氏子より
3	玉串料奉納金	600,000	363,000	例大祭・新穀感謝祭他
4	敷地料	49,830	49,830	防火水櫃
5	お賽銭	1,600,000	1,933,772	参拝者
6	社務所使用料	10,000	0	
7	初穂料安全祈願	280,000	302,000	祈年祭・安全祈願祭他
8	お守り等授与金	2,400,000	2,426,675	お守り・お礼売り上げ等
9	利息	0	0	
10	雑収入	0	21,475	
合 計		9,864,928	9,825,450	

(支出の部)

単位:円

科 目		令和3年度 予算額	本年度決算額	備 考
1	神官俸給	450,000	450,000	新川宮司
2	神社庁納入金	80,000	78,270	神社庁負担金
3	神社総代研修費	4,000	3,400	
4	御神符等配布費	210,000	218,000	初穂料の宮司への配分金
5	伊勢神宮御札代	710,000	716,825	伊勢神宮大麻・二本木お守り代
6	伊賀八幡宮祭費	10,000	0	
7	伊勢神宮協賛金	30,000	10,000	合同研修中止
8	会議費	150,000	83,080	新旧総代初顔合わせほか
9	建物・境内修理費	2,000,000	487,882	屋根改修/クロス/漆喰補修/LED化工事
10	月次祭費	150,000	82,026	月次祭 供え物費用
11	神楽巫女保存会	850,000	644,006	保存会總會・御札等
12	例大祭費	500,000	429,065	祭員手当・直会費用・弁当代
13	七五三祭費	100,000	135,994	ポスター・千歳飴等
14	新穀感謝祭費	200,000	247,418	紅白餅・弁当代
15	元旦祭費	800,000	1,133,274	備前子・鐘矢/防火用外装足場架設工事/門除雪
16	女子33才厄払い祭費	10,000	0	
17	長寿祭費	150,000	196,763	

4,918,003

令和3年度 神社会計収支決算書 2/2

(支出の部)

単位:円

科 目	令和3年度 予算額	本年度決算額	備 考
18 祈 年 祭 費	200,000	207,281	お供え品・祭員手当・弁当代等
19 電 気 料	150,000	136,230	
20 電 話 料	70,000	68,242	
21 水 道 料	100,000	84,853	
22 プロパンガス代	20,000	0	
23 事務通信費	50,000	3,154	振込手数料
24 備 品 費	300,000	170,262	注連縄(しめなわ)・濃縮半天・香・カメラ等
25 消 耗 品 費	200,000	95,368	封筒・紙袋・コピー用紙等
26 クリーニング代	250,000	266,200	白衣・袴・法被等
27 火 災 保 険 料	150,000	279,960	本殿・家社・社務所
28 神 社 係 研 修 費	800,000	300,000	合同研修⇒各自の自主研修助成金
29 神 社 係 手 当	780,000	765,000	
30 雑 費	20,000	75,738	廃棄処理費用
31 繰 出 金	0	0	
32 予 備 費	370,928	0	
合 計	9,864,928	7,368,291	

令和3年度 歳入・歳出決算額 (神社会計)

(1) 収入金 総額	9,825,450 円
(2) 支出金 総額	7,368,291 円
(3) 次年度繰越金	2,457,159 円

保管金の内訳

(1) 普通預金	2,373,578 円
(2) 現金	83,581 円

上記の通り報告します。

令和4年3月3日

二本木八幡社 総代:神谷 善雪 副総代:鈴木 高光 会計:二村 寿司

収支決算に基づき、関係諸帳簿、証拠書類、預金通帳等調査したところ、いずれも適正であることを認めます。

令和4年3月3日

監査員
監査員

河内 正幸
増 田 隆



令和4年度(2022年度) 二本木八幡社 行事計画 (案)

2022.03.03

実施月日	曜日	行事内容	時間	出席をお願いする方		
				神社係	来賓	その他
3/13	日	神社係り初顔合わせ(神社係挨拶・新三役承認)	PM5:00～	○		
4/3	日	月次祭・定例連絡会	AM8:00～	○		
5/8	日	月次祭・定例連絡会	AM8:00～	○		
6/5	日	月次祭・定例連絡会	AM8:00～	○		
7/3	日	月次祭・定例連絡会	AM7:00～	○		
8/7	日	月次祭・定例連絡会	AM7:00～	○		
8/21	日	神楽保存会総会 (神楽保存会 奉賛会長) <small>(神楽練習開始3/1～大祭前日まで) (第3日曜日)</small>	PM6:00～	○		○
9/4	日	月次祭・定例連絡会	AM7:00～	○		
10/8	土	例大祭 (第2土曜日)	AM9:30～	○	○	○
10/15	土	神楽保存会反省会 (第3土曜日)	PM8:00～	○		○
11/13	日	七・五・三祭 (第2日曜日)	AM10:00～	○		○
11/26	土	新穀感謝祭	AM10:30～	○	○	
12/31	土	越年祭	PM11:00～	○		○
1/1	日	元旦祭	AM2:00～	○	○	○
1/8	日	女子33歳開運厄払いと長寿祭	AM11:00～	○	○	○
1/22	日	祈年祭	AM10:30～	○	○	
2/4	土	神社研修旅行	終日	○		
2/5	日	神社研修旅行	終日	○		
3/5	日	月次祭・神社係退任式	AM8:00～	○		
3/26	日	二本木連合町内会定期総会(神社報告)		3役		

懸案事項	①境内の玉砂利不足部分の補充
	②パソコン、エアコン、等交換検討
	③本殿窓ガラス破損修理
	④境内の樹木の剪定・伐採の計画検討

令和4年度 神社会計収支予算書(案)

(収入の部)

科 目		予算額
1	前期繰越金	2,457,159
2	神社費奉納金	3,000,000
3	玉串料奉納金	600,000
4	敷地料	49,830
5	お賽銭	1,600,000
6	社務所使用料	10,000

単位:円

科 目		予算額
7	初穂料安全祈願	280,000
8	お守り等授与金	2,400,000
9	利 息	0
10	雑 収 入	0
合 計		10,396,989

(支出の部)

科 目		予算額
1	神官俸給	450,000
2	神社庁納入金	80,000
3	神社総代研修費	4,000
4	御神符等配布費	210,000
5	伊勢神宮御札代	710,000
6	伊賀八幡宮祭費	10,000
7	伊勢神宮協賛金	30,000
8	会 費	150,000
9	建物・境内修理費	2,000,000
10	月次祭費	150,000
11	神楽巫女保存会	850,000
12	例大祭費	500,000
13	七五三祭費	100,000
14	新穀感謝祭費	200,000
15	元旦祭費	1,000,000
16	女子33才厄払い祭費	10,000
17	長寿祭費	200,000

単位:円

科 目		予算額
18	祈年祭費	200,000
19	電 気 料	150,000
20	電 話 料	70,000
21	水 道 料	100,000
22	プロパンガス代	20,000
23	事務通信費	50,000
24	備 品 費	300,000
25	消 耗 品 費	200,000
26	クリーニング代	250,000
27	火災保険料	200,000
28	神社係研修費	800,000
29	神社係手当	810,000
30	雑 費	20,000
31	繰 出 金	0
32	予 備 費	572,989
合 計		10,396,989

令和4年度 収入・支出予算総額(案)

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 収入金 総額 | 10,396,989 円 |
| (2) 支出金 総額 | 10,396,989 円 |
| (3) 次年度繰越金 | 0 円 |

令和4年度 神社費賦課方法は、持家者:1,000円 借家者:500円とする。
徴収は年1回として、時期は神社総代が定める。